

広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、「広島沿岸海岸保全基本計画変更検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、広島沿岸を対象に防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本計画として策定された「広島沿岸海岸保全基本計画」について、新たに津波対策を盛り込む等の見直しを行うため、変更内容に対して必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員で構成する。

2 委員長は委員が互選する。

3 委員は、第2条に掲げる目的を達成するための専門的知識を有する学識経験者及び関係行政機関の職員等のうちから、知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、会議の議長となり、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

(代理出席)

第6条 委員に支障があるときは、当該委員が委任する者が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、広島県土木局港湾漁港整備課に置く。

2 事務局は、委員会に付議すべき事項に関する資料の作成を行う。

3 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、委員長は、会議の公正又は円滑な運営が損なわれると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の意見に基づいて定める。

附則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。